

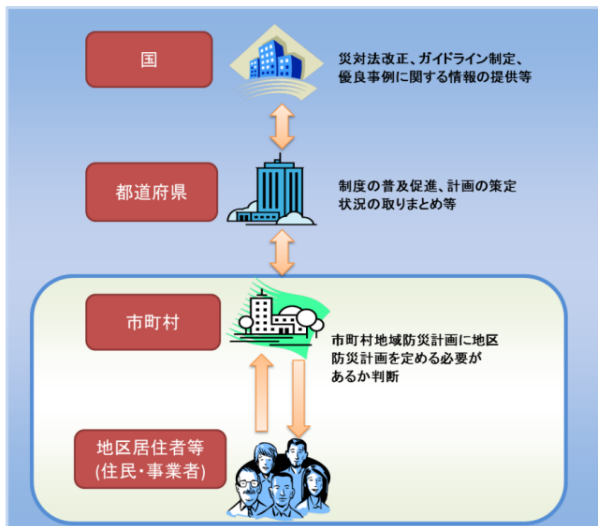
●防災ひとくちメモの解説

「港島地区総合防災訓練」の根拠となる「地区防災計画」について解説します

阪神・淡路大震災や東日本大震災等を経て、地域における自助・共助の重要性が改めて認識されている状況を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村の地区居住者等による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

本制度は、市町村の判断で地区防災計画を市町村地域防災計画に規定することを定めています。

地域防災計画に地区防災計画が規定されることで、地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動を連携させ、共助の強化により地区の防災力の向上を目指します。



神戸市では、阪神・淡路大震災の教訓から、防災福祉コミュニティ(自主防災組織)が全市で結成され、港島地区では、港島自治連合協議会がその役割を担ってきました。

令和元年度からは、協議会内部に港島地区防災対策委員会を設置し、より具体的な活動を通じて地区防災計画の策定に取り組むことになりました。

市では、港島地区防災対策委員会のこれまでの活動実績を踏まえ、「地域おたすけガイド(港島地区防災計画書)」を神戸市地域防災計画に規定しています。(令和3年3月)

市は、港島地区の防災活動のさらなる推進のために、アドバイスや訓練指導、各種情報の提供等を継続的に実施するなど、港島地区居住者の防災活動を支援します。

神戸市地域防災計画



神戸市では、毎年6月に、「神戸市広報紙 防災特別号(くらしの防災ガイド)」を発行しており、様々な災害から身を守るための防災情報を発信しています。この防災ガイドには、災害に関する情報、気象・防災情報の確認手段、災害に応じた避難行動、ハザードマップ、避難所を掲載しています。



港島地区防災対策委員会が策定した地域おたすけガイドの内容を踏まえ、「くらしの防災ガイド2021年度版」港島地区指定避難所(6か所)の備考欄に「建物に被害がなければ原則自宅避難」が明記されました。

- ・これまでの地域レベルでの防災活動の取り組みをさらに伸ばす
- ・市と地域の防災活動の連携をより一層進めていく

地域おたすけガイド (港島地区防災計画書)



- ・11マンションが加盟
- ・港島地区総合防災訓練の実施
- ・マンション防災マニュアルの検討
- ・ポーアイ防災ジュニアチームの結成、発足と育成

ポートピアプラザ管理組合

防災のしおりの作成

- ・安否確認の実施
- ・防災イベントの開催(ポートピアプラザガイドブックに収録)

(注)

6月18・19日に受領されていない方は、管理事務所で受領してください。(受領印を持参してください)



●10月の地震発生状況

国土交通省 気象庁ホームページから引用



震度5強以上の地震は発生しませんでした。

●お問い合わせ・ご感想

お問い合わせ・ご感想をおまちしています。集合ポスト・管理事務所(書式は問いません)で受け付けます。